ぶりα溶血性レンサ球菌症(酵素処理)不活化ワクチン

平成 21 年 3 月 26 日 (告示第 420 号) 新規追加

1 定義

ラクトコッカス・ガルビエの培養菌体を酵素処理し、不活化したワクチンである。

- 2.1 製法
- 2.1 製造用株
- 2.1.1 名 称

ラクトコッカス・ガルビエ TE9501 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2 性狀

かんぱち又はぶりに対して病原性を示す。ラクトコッカス・ガルビエ KG(-)型に一致する性状を示し、 α 溶血性レンサ球菌症に対する免疫原性を有する。

2.1.3 継代及び保存

原株及び種菌は、継代に適当と認められた培地で継代する。

継代は、原株では3代以内、種菌では5代以内でなければならない。

原株及び種菌は、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

- 2.2 製造用材料
- 2.2.1 培地

製造に適当と認められた培地を用いる。

- 2.3 原液
- 2.3.1 培養

培地で培養した種菌を製造用培地に接種し、培養したものを培養菌液とする。 培養菌液について、3.1 の試験を行う。

2.3.2 遠心

培養菌液を遠心集菌後、精製水に均一に浮遊したものを遠心菌液とする。 遠心菌液について、3.2 の試験を行う。

2.3.3 原液の調製

遠心菌液に適当と認められた酵素溶液を加え処理する。これにリン酸緩衝食塩液を加えた後、適当と認められた pH 調整液で pH を調整する。これにホルマリンを加え、不活化したものを原液とする

原液について、3.3の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合し、リン酸緩衝食塩液で濃度調整し、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.4の試験を行う。

- 3 試験法
- 3.1 培養菌液の試験
- 3.1.1 夾雑菌否定試験

一般試験法の無菌試験法の1 細菌否定試験を準用して試験するとき、ラクトコッカス・ガルビエ 以外の菌の発育を認めてはならない。

3.1.2 生菌数試験

- 3.1.2.1 試験材料
- 3.1.2.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.1.2.1.2 培地

トッドへヴィット寒天培地(付記1)又は適当と認められた培地を用いる。

3.1.2.2 試験方法

3.1.2.3 判定

各段階の希釈液ごとの集落数から生菌数を算出する。

検体の生菌数は、1mL 中 1×10^{10} CFU 以上でなければならない。

- 3.2 遠心菌液の試験
- 3.2.1 総菌数試験
- 3.2.1.1 試験材料
- 3.2.1.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で希釈したものを試料とする。

3.2.1.2 試験方法

分光光度計を用い、波長 630nm における試料の吸光度を測定する。

3.2.1.3 判定

回帰式、吸光度の測定値及び検体の希釈度から総菌数を算出する。 検体中の総菌数は、1mL 中 8×10^{10} 個以上でなければならない。

- 3.3 原液の試験
- 3.3.1 不活化試験
- 3.3.1.1 試験材料
- 3.3.1.1.1 接種材料

検体を接種材料とする。

3.3.1.1.2 培地

トッドへヴィット寒天培地又は適当と認められた培地を用いる。

3.3.1.2 試験方法

接種材料 0.2mL ずつを 2 枚以上の培地平板に接種して培地表面に拡散させ、25 ℃で 7 日間培養後、 集落の有無を観察する。

3.3.1.3 判定

接種材料を接種したすべての培地に集落を認めてはならない。

- 3.3.2 無菌試験
 - 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。
- 3.4 小分製品の試験
- 3.4.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならず、異物又は異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.4.2 pH 測定試験

- 一般試験法の pH 測定試験法を準用して試験するとき、pH は、固有の値を示さなければならない。 3.4.3 無菌試験
 - 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。
- 3.4.4 ホルマリン定量試験

遠心した上清について、一般試験法のホルマリン定量法を準用して試験するとき、ホルマリンの

含有量は 0.3vol %以下でなければならない。

- 3.4.5 安全試験
- 3.4.5.1 試験材料
- 3.4.5.1.1 接種材料

試験品を接種材料とする。

3.4.5.1.2 試験動物

水温 25 \mathbb{C} 、循環式で 7 日間以上飼育し 、異常のないことを確認した体重 100g 以上のかんぱち又はぶり 30 尾以上を用いる。

3.4.5.2 試験方法

試験動物は 24 時間以上餌止めした後、 1 群 15 尾以上ずつの 2 群に分ける。 1 群の試験動物に魚体重 1 kg 当たり 1 日量として接種材料 0.5mL を飼料中に混ぜて 5 日間経口投与し、試験群とする。他の 1 群は対照群とし、試験群と同様の方法で水を飼料中に混ぜて 5 日間投与する。その後、それぞれ飼育水温 25 $\mathbb C$ 、循環式で 14 日間飼育し観察する。

3.4.5.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に異常を認めてはならない。

- 3.4.6 力価試験
- 3.4.6.1 試験材料
- 3.4.6.1.1 試験動物

3.4.5 の試験に用いた動物を用いる。

3.4.6.1.2 攻擊用菌液

ラクトコッカス・ガルビエ強毒菌(付記 2)の培養菌液をリン酸緩衝食塩液で希釈し、対照群の 死亡率が 80 %と予測される希釈菌液を攻撃用菌液とする。

3.4.6.2 試験方法

3.4.5 の試験最終日の前日から 24 時間餌止めした試験群及び対照群に、攻撃用菌液 0.1mL ずつを腹腔内に注射して攻撃した後、飼育水温 25 ℃で、14 日間観察して各群の生死を調べる。

3.4.6.3 判定

試験群の生存率は、対照群のそれより有意に高い値を示さなければならない(Fisher の直接確率法、P(0.05)。この場合、対照群は60%以上が死亡しなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、3年間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合は、その期間とする。

付記1 トッドへヴィット寒天培地

| 1,000mL 中 | | |
|-------------|-----|-----|
| 心筋浸出液 | 3.1 | l g |
| ペプトン | 20 | g |
| ブドウ糖 | 2.0 |) g |
| 塩化ナトリウム | 2.0 |) g |
| リン酸水素二ナトリウム | 0.4 | 1 g |
| 炭酸ナトリウム | 2.5 | 5 g |
| 塩化ナトリウム | 13 | g |
| 寒天 | 12 | g |
| 水 | 残 | 量 |

水に各成分を加熱溶解し(溶解後 pH7.6 ~ 8.0 となる。)、121 ℃で 15 分間高圧滅菌する。

付記2 ラクトコッカス・ガルビエ強毒菌

ラクトコッカス・ガルビエ KG9502 株又はこれと同等以上の毒力を有する株